

開発行為許可通知書

第6-10号

住 所 高松市伏石町 2174 番地 16
氏名又は名称 株式会社アルファード 2
及び代表者名 代表取締役 七條 恵美

令和 6 年 7 月 5 日付で受付した開発行為については、都市計画法第 29 条第 1 項の規定により許可する。

令和 6 年 7 月 26 日

三木町長 伊藤 良 春



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	木田郡三木町大字氷上字境淵 1197 番 1、1198 番 1、1199 番 1 及び地先農道
開発区域の面積	2,292.52 m ²
予定建築物の用途	分譲住宅 (7 棟)

許可の条件

法第 4 1 条第 1 項の規定に基づく制限

(付記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第 51 条第 1 項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。